

平成31年第1回登別市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 平成31年3月27日(水) 14時00分から14時30分
- 2 開催場所 アーニス2階 登別市観光経済部事務室内 農業委員会室
- 3 出席委員(7人)

会長	9番	井野	知弘
会長職務代理者	3番	逢坂	裕明
委員	1番	赤樫	治
	2番	相良	欣一
	4番	近井	一夫
	7番	山下	篤
	8番	古町	綾
- 4 欠席委員(2人)

5番	三原	一英
6番	吉鷹	敬貴
- 5 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の選任及び会議書記の指名
 - 第2 報告第1号 農地法第52条の規定に基づく賃借料情報(実勢借地料)の公表について
 - 第3 議案第1号 下限面積(別段の面積)の設定について
 - 第4 議案第2号 平成30年度農業委員会活動の点検・評価について(案)
 - 第5 議案第3号 平成31年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画について(案)
 - 第6 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(賃貸借)
 - 第7 議案第5号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 6 農業委員会事務局職員

事務局長	森元	俊明
総括主幹	西本	利博
主査	高橋	努
主査	打田	知之
主任	中谷	仁思

7 会議の概要

事務局長 ただいまから、平成31年第1回総会を開会いたします。

本日は、5番三原委員、6番吉鷹委員 より欠席の旨通知がありましたので、ご報告いたします。

本日の出席委員は、9名中7名でありますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しております。

それでは、登別市農業委員会会議規則第3条の規定により、議長は会長が務めることになっておりますので、これより以後の議事の進行は井野会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。

まず、日程番号第1「議事録署名委員の選任及び会議書記の指名」を行います。

登別市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員ですが、私から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長 それでは、議事録署名委員は、7番山下委員、8番古町委員にお願いします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の西本総括主幹を指名します。

以上で、日程番号第1を終わります。

次に、日程番号第2 報告第1号「農地法第52条の規定に基づく賃借料情報（実勢借地料）の公表について」を議題とします。

事務局から説明願います。

事務局長 報告第1号「農地法第52条の規定に基づく賃借料情報（実勢借地料）の公表について」ご説明いたします。

議案書の1ページをご覧ください。

本賃借料情報は、前年の1月から12月までの間の当市における農地法第3条第1項の規定による賃貸借の許可及び農用地利用集積計画に基づく賃借料のデータを、全国農業会議所が定めております「農地の賃借料情報提供の手引き」に基づきまして算出しているところであります。

平成30年1月1日から平成30年12月31日までの当市の賃借料のデータ8件に基づき算出した数値は、10アール(a)当たりで、平均値が2,478円、最高値が2,500円、最低値が2,345円となりました。

なお、この賃借料情報は、後日、市のホームページで公表する予定であることをご報告申し上げます。

以上です。

議 長 報告第1号について、事務局から説明がありましたが、何か、ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり。)

議 長 よろしいですか。
それでは、以上で報告第1号を終わります。

次に、日程番号第3 議案第1号「下限面積(別段の面積)の設定について」を議題といたします。

事務局から説明願います。

事務局 長 議案第1号「下限面積(別段の面積)の設定について」、議案書の2ページをご覧ください。

農地法第3条第2項第5号の規定による当市の下限面積は、平成21年12月8日付けで0.5ヘクタール(ha)と設定しております。

平成31年度の下限面積の設定につきましても、新規就農者等の受け入れを促進し、農地の有効利用を図るため、引き続き現在設定しております0.5ヘクタールの下限面積とするものであります。

以上です。

議 長 ただいま、議案第1号について、事務局から説明がありましたので、ご質疑を受けたいと思います。

何か、ございませんか。

(「なし」の声あり。)

議 長 よろしいですか。
それでは、採決します。
議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、

挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第1号については、原案のとおり決定します。
以上で議案第1号を終わります。

議長 次に、日程第4 議案第2号「平成30年度農業委員会活動の点検・評価について」及び日程第5 議案第3号「平成31年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画について」は、関連がありますので、一括議題といたします。
事務局から説明願います。

事務局長 議案第2号「平成30年度農業委員会活動の点検・評価について」及び議案第3号「平成31年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画について」は、審議の上、意見を求めるものであります。

はじめに、議案第2号「平成30年度農業委員会活動の点検・評価について」ご説明いたします。

議案書の4ページから11ページに、当農業委員会の活動を8項目にわたり点検・評価の案をお示ししております。
主な点につきましてご説明いたします。

議案書4ページには、本市農業委員会の概要を記載しており、耕地面積1,095.93ヘクタール、総農家数39戸、認定農業者23経営となっております。

議案書5ページには、農地の利用集積について記載しており、平成30年度末の集積面積は789.49ヘクタールであります。

議案書6ページには新規参入の状況を記載しており、平成30年度に1経営体が新規参入しております。

議案書7ページ及び8ページには、遊休農地と違反転用の面積などを記載しておりますが、共にありませんでした。

議案書10ページには、農地所有適格法人11法人の定期報告の実績を記載しており、11法人中、2法人が休業中により報告がなされておられません。

次に、議案第3号「平成31年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画について」ご説明いたします。

議案書15ページの遊休農地に関する措置であります。平成31年度につきましても、例年どおり農地パトロールを実施することとし、重点地区を富浦町地域としております。

説明は以上ですが、本議案2件につきましては、4月1日から5月7日までの1か月間、パブリックコメントにより農業者等の意見を募集することになっております。

以上です。

議長 ただいま、議案第2号及び議案第3号について、事務局から説明がありましたので、ご質疑を受けたいと思います。
何か、ございませんか。

(「なし」の声あり。)

議長 よろしいですか。
それでは、採決します。
議案第2号及び議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第2号及び議案第3号については、原案のとおり決定します。

以上で議案第2号及び議案第3号を終わります。

次に、日程番号第6 議案第4号につきましては、「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」であり、利用権の設定を受ける者が、XXXXXXXXXXさんであります。

事務局から説明願います。

事務局長 議案第4号についてご説明します。

本件は「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」審議を求めるものであり、

利用権設定は、今回新たに行うものであります。

議案書の16ページをご覧ください。

利用権の設定を受ける者は、登別市■■町■■、■■氏です。

利用権の設定をする者は、登別市■■町■■、■■氏です。

利用権を設定する土地は、2筆あり、一筆めは、所在が登別市■■町、地番は■■番■の内、地目は公簿が原野、現況が畑、面積は30,413㎡です。

二筆めは、所在が登別市■■町、地番は■■番■の内、地目は公簿が原野、現況が畑、面積は32,459㎡で、二筆分の合計面積は62,872㎡です。

賃貸借の期間は、ともに2019年4月1日から2029年3月31日までの10年間となっております。

借主の状況は、経営面積が369,373㎡、労働力は男性が2人、女性が1人、農業従事者数は3人で、年間延べ1,080人日、農機具は、トラクター5台、ロールバレー1台、ディスクモア1台、ロータリーテッダ2台、レーキ1台、ラップマシン1台、マニアスプレッダ1台 となっております。

位置図等の資料につきましては、議案書の17ページから19ページに記載のとおりであります。

以上です。

議長 ただいま、議案第4号について、事務局から説明がありましたので、質疑を受けたいと思います。
何か、ございませんか。

(「なし」の声あり。)

議長 よろしいですか。
それでは、採決します。

議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第4号については、原案のとおり決定
します。

次に、日程番号第7 議案第5号「農地法第3条の3第1項の
規定による届出について」を議題とします。

事務局から説明願います。

事 務 局 長 議案第5号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」、
議案書の20ページをご覧ください。

本案件につきましては、故 〇〇〇〇氏が所有しておりました、
登別市〇〇町〇〇番〇〇及び登別市〇〇町〇〇番〇〇の農地を、〇〇
〇〇氏が相続したことに伴い、農地法第3条の3の規定に基づ
き届出がありましたので、その受理に
ついて審議するものであります。

以上です。

議 長 ただいま、議案第5号について、事務局から説明がありましたので、
質疑を受けたいと思います。

何か、ございませんか。

(「なし」の声あり。)

議 長 よろしいですか。

それでは、採決します。

議案第5号について、届出を受理することに賛成の方は、挙手を
お願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第5号については、原案のとおり決定
します。

以上で議案第5号を終わります。

議 長 以上で、本日の総会に提案されました付議案件の審議については、
すべて終了しました。

これをもちまして、平成31年第1回農業委員会総会を閉会
します。